平成２１年（フ）第５６７号
静岡県沼津市東原50番地の25
債務者　杉山　知子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４号
大分県中津市大字上如水865番地
債務者　時枝　良治
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８号
大分県豊後高田市水崎742番地
債務者　舛田　和美（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７６３号
盛岡市東見前１地割43番地２　カーサミニョンＢ―204号
債務者　菊池　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１３０７号
埼玉県川口市東川口２丁目８番４号　メゾン穂高101号、旧住所埼玉県川口市西青木４丁目１番31号
債務者　佐々木光三
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０８号
埼玉県川口市東川口２丁目８番４号　メゾン穂高101号、旧住所埼玉県川口市西青木４丁目１番31号
債務者　佐々木節子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７６号
埼玉県志木市上宗岡４丁目６番27―520号
債務者　大賀　志郎
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０９号
埼玉県川口市並木元町２番７―403号　並木町ビル
債務者　伊東　高志
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６８号
埼玉県久喜市栗原１丁目８番地３　ツウインズイースト202
債務者　堀江　義久
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９８号
さいたま市岩槻区東町２丁目３番14―303号
債務者　伊藤　小夜
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５３号
埼玉県朝霞市宮戸１丁目４番90号
債務者　伊藤　宏康
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
長崎県長崎市白木町１番３号　愛宕ビル404号
債務者　渡邊　孝行
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
長崎県長崎市清水町10番29号　シャンブル清水103、旧住所長崎県長崎市赤迫２丁目18番38号
債務者　川瀬　和子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
長崎県長崎市片淵４丁目20番９号
債務者　栄田やよい
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
長崎県長崎市田上１丁目１番３号　江口方
債務者　江口　綾野（旧姓則行）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
大分県宇佐市大字尾永井307番地の１
債務者　田口　裕嗣
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８号
大分県宇佐市大字尾永井307番地の１
債務者　田口　千秋
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係